

無料
セミナー

改正育児介護休業法及び 改正男女雇用機会均等法と マタハラ防止対策について

平成29年1月の改正育児介護休業法と改正男女雇用機会均等法の施行により、企業は育児介護休業規程の改定や、マタハラの防止措置義務の一環としてハラスメント窓口の整備などの実務対応が求められることになりました。これらの整備は、法律に則って行うことになり、規程整備や窓口整備以外にも、実際にトラブルを防止するために具体的な対策を講じておく必要があります。

本セミナーでは、法改正のポイントと、企業に義務付けられたマタハラ防止措置の内容及びマタハラトラブルへの具体的対応策について解説します。



2月21日

火

先着20名様

時間 14:00～16:00

場所 社会保険労務士法人サトー セミナールーム
東京都千代田区岩本町3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

第1部

14:00～15:00

改正育児介護休業法と改正男女雇用機会均等法の概要

講師: 高野美佳 (特定社会保険労務士/ハラスメント防止コンサルタント)

第2部

15:00～16:00

マタハラ防止対策とマタハラトラブルへの具体的対応策

講師: 高野美佳 (特定社会保険労務士/ハラスメント防止コンサルタント)

お申込みお問い合わせ

社会保険労務士法人サトーセミナー事務局

TEL 03-5829-8982

URL <http://www.sato-co.jp/>

FAX 03-5829-8983

email mail@sato-co.jp